(趣旨)

第1条 この要領は、沼津市契約規則(昭和52年沼津市規則第21号。以下「契約規則」 という。)第12条第3項の規定に基づき、本市の郵便による入札(以下「郵便入札」 という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施対象)

第2条 郵便入札の対象は、市が実施する競争入札(契約規則第12条の2に規定する電子 入札の方法によるものを除く。)のうち、市長が指定したものとする。

(入札の公告及び指名の通知)

- 第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、契約規則第6条の規 定による公告又は通知に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載 するものとする。
 - (1) 入札書の送付方法
 - (2) 入札書の到達期限
 - (3) 入札書の送付先
 - (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項 (入札書の送付方法)
- 第4条 郵便入札の参加者は、入札書を一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により、 前条第2号の到達期限までに到達するよう入札執行課宛に郵送しなければならない。た だし、入札書を持参して提出する方法を希望する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により入札書を郵送する場合は、二重封筒を用いることとし、中封筒には 入札書を入れ封かんし、入札番号、件名、入札参加者の住所、商号又は名称、代表者氏 名及び入札書が在中である旨を記載し、郵送用の外封筒に封入するものとする。
- 3 前項の郵送用の外封筒は、宛名(入札執行課名)、入札番号、件名、開札日、入札参加者の住所、商号又は名称及び入札書が在中である旨を記載しなければならない。
- 4 1通の中封筒又は外封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。
- 5 郵便入札に係る費用については、入札参加者の負担とする。
- 6 第1項ただし書きにより持参する場合は、外封筒は不要とする。 (入札書の保管等)
- 第5条 市長は、入札書が到達したときは、外封筒を開封して入札書を封かんした中封筒 を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。
- 2 到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の辞退)

第6条 郵便入札の参加者は、郵便入札を辞退するときは、第3条第2号の到達期限まで に入札辞退届を提出しなければならない。

(開札)

- 第7条 郵便入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係 のない職員を立ち会わせて行う。
- 2 入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち 会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札の無効)

- 第8条 契約規則に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は 、当該入札を無効とする。
 - (1) 第3条第2号の到達期限までに到達しなかった場合
 - (2) 第4条に規定する送付方法によらずに提出された場合
- 2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札回数)

第9条 郵便入札に付した場合の入札回数は、2回までとする。

(くじによる落札者の決定)

- 第10条 開札の結果、落札となるべき同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あると きは、当該入札をした入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- 2 前項の場合において、入札参加者が開札に立ち会っていないとき又はくじを引かない ときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(入札の執行延期、中止及び取消し)

第11条 市長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行 為等があった場合で、必要があると認めるときは、入札の執行を延期、中止又は取消し をすることができる。

(落札者の決定通知)

第12条 市長は、郵便入札により落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知 する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年8月11日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年6月26日から施行する。